**台風19号関連**

**被災者生活再建支援金の申請期限は11月11日です**

令和元年東日本台風により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。住宅の被害程度に応じて、支給される「基礎支援金」の申請期限は11月11日です。申請がお済みでない人は、早めに申請してください。

■全壊

複数世帯100万円、単数世帯75万円

■大規模半壊（解体しない場合）

複数世帯50万円、単数世帯37万5千円

■大規模半壊（解体した場合）

複数世帯100万円、単数世帯75万円

■半壊（解体した場合）

複数世帯100万円、単数世帯75万円

※半壊の判定で、解体しない場合は、複数世帯・単数世帯どちらも対象外となります。

問い合わせ 社会福祉課地域福祉担当 　23-6012

**暮らし**

**保険証を更新します**

　7月中旬に、8月1日から有効の「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」を簡易書留郵便で郵送します。

　不在票が届いた場合は、古川郵便局コールセンター（22-7020）に連絡し、再配達を依頼してください。

　8月11日以降は、保険給付課か各総合支所市民福祉課市民窓口担当で、旧被保険者証と本人確認物（運転免許証など）、印鑑を持参し、受領してください。

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当　23-6051

**介護保険負担割合証を更新します**

　要介護・要支援・事業対象者の認定を受けている人に、負担割合証を7月下旬に郵送します。負担割合証は、介護保険サービスを利用する際に必要です。

※現在お持ちの負担割合証は、今年の7月末で有効期限が切れます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 負担  割合 | 本人の  所得 | 世帯員（第1号被保険者）の所得 |
| 3割 | 220万円  以上 | 課税年金収入額と、その他の合計所得が、単身世帯で340万円以上（2人以上の世帯は463万円以上） |
| 2割 | 160万円  以上 | 課税年金収入額と、その他の合計所得が、単身世帯で280万円以上（2人以上の世帯は346万円以上） |
| 1割 | 2割・3割負担に該当しない人 | |

問い合わせ 高齢介護課介護給付担当 　23-6125

**7月は社会を明るくする運動強調月間です**

　社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

関係機関・団体で運動を推進します。

問い合わせ 社会福祉課地域福祉担当 23-6012

**貯水槽（受水槽・高置水槽）の適正な管理をお願いします**

　マンションやビルで、貯水槽などを使用している場合、貯水槽の点検や清掃が不十分であったり、異常があると、蛇口から出る水が濁ったり、臭うことがあります。

　貯水槽から蛇口までは、建物の所有者が管理することになっています。貯水槽の所有者は、定期的な点検清掃や水質検査で、適正な維持管理を行い、衛生管理に努めましょう。

問い合わせ 上下水道部経営管理課給排水担当 　24-1112

**水路やため池での水難事故を防止しましょう**

　毎年、農作業が盛んな時期は、ため池や水路の水量が多く、水遊びや魚釣りに夢中になる子どもが転落したり、高齢者が散歩中に水路へ滑り落ちる事故が後を絶ちません。

　痛ましい事故を防ぐため、危険なため池や水路に近付かないよう、家庭での注意を呼び掛けるようお願いします。また、地域の皆さんの声掛けをお願いします。

問い合わせ 県北部地方振興事務所農業農村整備部管理指導班 91-0721　農林振興課農村整備担当 23-2318

**食べ残しをなくしましょう**

　日本では、一人当たり「お茶碗1杯（約132g）の食べ物」が食べられるのに毎日捨てられています。食材への感謝を忘れず、食べ残しをなくしましょう。

問い合わせ 世界農業遺産推進課企画調整担当　23-2281

**地籍調査の協力をお願いします**

　地籍調査では土地一筆ごとの所有者・地番・境界・面積などを調べます。調査結果は、土地財産の保全などに役立てます。

　今年度の調査対象地区（古川小泉字泉など）の土地の所有者（管理者）などに、調査方法の説明や調査の日程を個別に連絡しますので、立ち会いをお願いします。

　調査は、道路や水路などから開始します。個人が所有している土地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 建設課用地対策室 25-5847

**全国大会など出場者の経費を一部助成します**

　スポーツや文化活動を推進するため、小・中学生が全国大会などに出場した際の経費を、一部助成します。

　詳しくは、下記の連絡先へお問い合わせください。

助成内容　交通費・宿泊費・大会参加費の2分の1の額（保護者・指導者を除く）

※団体で出場する場合は、監督・コーチの分も助成対象となります。

対象　市内に住所を有する小・中学生が出場する大会のうち、「予選を経て」または「選考されて」出場する大会（東北大会規模以上）

振込先　大会に出場する小・中学生の保護者または指導者の口座に振り込み

申込　生涯学習課（岩出山字船場21）または各基幹公民館で直接申し込み

※大会終了後の申請は、受け付けできませんのでご注意ください。

問い合わせ 生涯学習課事業担当 72-5035

**コンビニ交付サービスが一時停止します**

　メンテナンス作業により、コンビニエンスストアなどでの証明書発行の運用を一時停止します。

期間　7月23日（木）～26日（日）

問い合わせ 市民課窓口担当 23-6079

**中小企業の退職金を国の事業がサポートします**

　中小企業退職金共済は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。詳しくは、ウェブサイト（http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/）を確認してください。

問い合わせ 中小企業退職金共済事業本部03-6907-1234

**金融機関からの資金調達をサポートします**

　信用保証協会は、中小企業・小規模事業者、これから事業を始める人が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、保証人となって、サポートする公的機関です。

　さまざまな資金ニーズに応える多様な保証制度や創業・経営支援などの取り組みも行っています。詳しくはウェブサイト（https://www.miyagi-shinpo.or.jp/）を確認してください。

問い合わせ 宮城県信用保証協会大崎支店22-0722

**勤労者生活安定資金融資**

　市では市内に居住、または勤務する勤労者に生活資金などを融資する制度を設けています。平成30年度から保証料を労働金庫で負担し、より利用しやすい制度としました。詳しくはお問い合わせください。

申込先　東北労働金庫古川支店

問い合わせ 東北労働金庫古川支店 24-1400

**子育て**

**大崎市小学校入学準備支援事業入学給付金**

　第3子以降の小学一年生を養育する保護者に給付金を支給します。

　対象と思われる世帯に申請書を送付しています。申請書が届いていない世帯で、対象の場合には、個別に申請書を送付しますのでご連絡ください。

　なお、別居している児童がいる人は戸籍謄本の添付が必要です。

**提出期限**　7月31日（金）

**支給金額**　30,000円

**対象**　保護者・支給対象児童ともに令和2年5月1日時点で市内に住所を有し、第３子以降の小学一年生を養育する保護者

※郵送の場合は、7月31日（金）の消印有効です。提出窓口は平日のみ受け付けします。

※郵送での提出にご協力ください。

問い合わせ 子育て支援課子ども給付担当23-6045 各総合支所市民福祉課地域福祉担当